

## 在宅要介護者の緊急一時入所事業の実施について

### 1 目的

在宅で高齢者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者となり、入院等の措置が取られた場合であっても、介護を要する高齢者（以下、「要介護者」という。）への食事、入浴、排せつなどが必要となる。

こうした要介護者の日常生活を支援すべく、緊急一時的に入所できる体制を整備する。

### 2 概要

#### (1) 実施方法

区内高齢者施設を運営する法人に委託し、要介護者への食事、入浴、排せつなどの介護を行う。

#### (2) 対象者

事業対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 区内に住所を有する65歳以上の者又は介護保険第2号被保険者で要支援・要介護認定のある者

イ 単身で生活することが困難な在宅介護を必要とする者で、家族等の介護者が新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者となったことにより、介護を受けることができない者

ウ PCR検査を受検し、検査結果が陰性である者

#### (3) 費用負担

本人負担なし

#### (4) 定員

原則3名

#### (5) スケジュール

令和3年1月～ 事業開始

### 3 その他

入所する要介護者については、高齢者施設内の感染予防のため、PCR検査で陰性を確認する。

また、入所中も適宜PCR検査を実施するとともに、入所スペースにおける専用の動線の確保や生活空間の区分けなどを行い、安全性を確保する。